令 和 7 年 7 月 4 日 八代市社会福祉協議会 総務課 電話 0965 - 62 - 8228

## 八代市社会福祉協議会の職員の処分について

本会職員に対し、懲戒処分をしましたので、お知らせします。

# 1. 事 案

酒気帯び運転

#### 2. 日 時

令和7年6月21日(土) 午前4時00分頃

### 3. 場 所

県道 250号線 交差点付近(代陽小学校付近交差点)

## 4. 当事者

所属:八代市社会福祉協議会 本所

職級:係長級年齢:50歳代

性別:男性

# 5. 事案の概要

- ○6月20日(金)午後6時30分より午後11時頃まで八代市内の飲食店で 飲酒をした。
- ○その後、駐車場に駐車していた自家用車で睡眠を取って、21日(土) 午前4時ごろ、目が覚め、自宅へ帰るために駐車場から出たところ、警察 に呼び止められた。
- ○警察が調べたところ、基準値を超えており道路交通法違反(酒気帯び運転)で検挙された。(検査数値 0.72 mg/2)
- **6. 懲戒処分等の内容**(処分年月日 令和7年7月3日付)

# (1) 当事者

所属	職級	年齢	性別	懲戒処分内容
本所	係長級	50歳代	男	停職2か月

# (2) 指揮監督者

所属	職級	年齢	性別	懲戒処分内容
本所	事務局長	50歳代	男	戒告
本所	課長級	50歳代	女	戒告

### 7. 再発防止の取り組み

今回の事案に関しては、市民の皆様に対して、また、関係機関の皆様方に対しての 信頼を裏切る行為であり、心より深くお詫びを申し上げます。

このような事を二度と起こさないよう法令順守を徹底するために、飲酒運転の撲滅に向けての研修等を実施し、職員一丸となって信頼回復に向けて努めてまいります。